

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 除籍が滅失した件 (法務一七二)
- 戸籍が滅失した件 (同一七三)
- 令和四年度における共同募金の実施期間を定める件 (厚生労働二八五)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 (国土交通九八〇、九八一)
- 砂防法第二条の土地を指定する件 (同九八二、九八四)
- 地すべり防止区域を指定する件 (同九八五、九八六)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同九八七)
- 宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件 (同九八八)
- 船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件 (同九八九)
- 特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示の一부를改正する告示 (同九九〇)

七 六 四 三 一

- 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断及び講習の実施機関より業務の廃止届出があった件 (同九九一、九九四)
- 気象測器の型式を証明した件 (気象庁七)
- 海上における射撃訓練を実施する件 (防衛二二七、二三〇)

(人事異動)

内閣

(叙位・叙勲)

(公 告)

諸事項

官庁

- 押収物還付、鉱業財団、有権者申出方、保険業法第二四二条第五項の規定に基づく保険管理人選任関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係
- 会社その他

七 六 四 三 一

告 示

- 法務省告示第七十二号
愛知県犬山市役所保存の次の除籍が滅失した。
令和四年九月十四日
法務大臣 葉梨 康弘
 - 法務省告示第七十三号
仙台市宮城野区役所備付けの次の戸籍が滅失した。
令和四年九月十四日
法務大臣 葉梨 康弘
 - 厚生労働省告示第二百八十五号
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百十二条の規定に基づき、令和四年度における共同募金の実施期間を令和四年十月一日から令和五年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)第三十五条の規定に基づき、告示する。
令和四年九月十四日
厚生労働大臣臨時代理 国務大臣 小倉 將信
 - 国土交通省告示第九百八十号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規定(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和四年九月十四日
国土交通大臣臨時代理 国務大臣 西村 明宏
- | | |
|-------------------|------|
| 標柱一号から一九五度四分三四秒 | 二号 |
| 七四・九七八メートルの地点 | |
| 標柱二号から一九五度一分三五秒 | 三号 |
| 六三・五五三メートルの地点 | |
| 標柱三号から一九七度三分二一秒 | 四号 |
| 一九・二六三メートルの地点 | |
| 標柱四号から一九五度七分四二秒 | 五号 |
| 三七・五八八メートルの地点 | |
| 標柱五号から一九七度四分二六秒 | 六号 |
| 二三・三六五メートルの地点 | |
| 標柱六号から一九七度四分二九秒 | 七号 |
| 一六・六一二メートルの地点 | |
| 標柱七号から一九五度二分二二秒 | 八号 |
| 九五・〇一九メートルの地点 | |
| 標柱八号から一九四度七分四五秒 | 九号 |
| 四五・二六二メートルの地点 | |
| 標柱九号から一九〇度九分二秒 | 十号 |
| 五五・五六七メートルの地点 | |
| 標柱十号から一九二度四分四六秒 | 十一号 |
| 六〇・一六三メートルの地点 | |
| 標柱十一号から一九六度三分三二秒 | 十二号 |
| 八七・三三八メートルの地点 | |
| 標柱十二号から一九六度四分一八秒 | 十三号 |
| 一九・九四〇メートルの地点 | |
| 標柱十三号から二〇〇度四分五五秒 | 十四号 |
| 二一・九三八メートルの地点 | |
| 標柱十四号から一九三度五三分四〇秒 | 十五号 |
| 三七・〇〇八メートルの地点 | |
| 標柱十五号から一九〇度五八分四三秒 | 十六号 |
| 二八・九九五メートルの地点 | |
| 標柱十六号から一八八度四分三六秒 | 十七号 |
| 三七・三三三メートルの地点 | |
| 標柱十七号から一七四度一分四秒 | 十八号 |
| 九・七五三メートルの地点 | |
| 標柱十八号から一八七度一分六秒 | 十九号 |
| 一六・九八二メートルの地点 | |
| 標柱十九号から二〇〇度四分五〇秒 | 二十号 |
| 一一・三一二メートルの地点 | |
| 標柱二十号から二一四度六分一九秒 | 二十一号 |
| 九・一四七メートルの地点 | |
| 標柱二十一号から一七四度五分二五秒 | 二十二号 |
| 一一・〇二三メートルの地点 | |
| 標柱二十二号から二一八度八分五六秒 | 二十三号 |
| 一五・一六八メートルの地点 | |